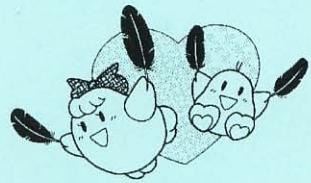


2004年5月 No.440

# 京都の福祉

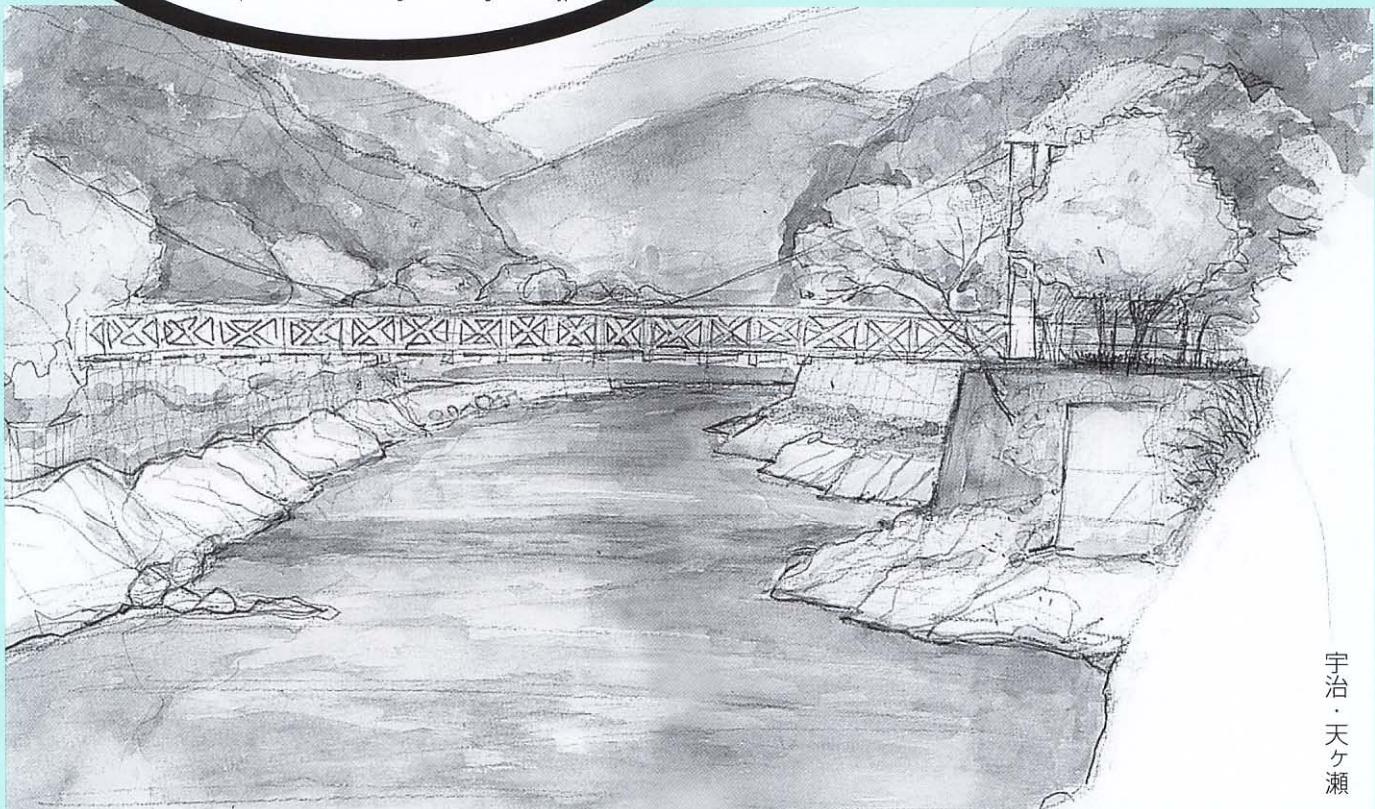
発行 京都府社会福祉協議会  
 〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375  
 TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310  
 発行人 大槻 明司  
<http://www.kyoshakyo.or.jp>



## 主な記事

- 1面…もえくさ
- 2面…道路運送法関係三通知のポイントと課題
- 4面…地域でいきいき 子育ち・親育ち
- 5面…助成金応募のお知らせ
- 6面…情報ガイド～各種別施設近畿大会開催～
- 7面…きばってます～市町村社協の活動紹介～
- 8面…ぶらっとホーム 宮部弘正さん

NPO法人「権利擁護センター相楽」代表



宇治・天ヶ瀬

## もえくさ

千葉県の「流山ユースネット」が実施する会員制の「ふれあい事業」について、千葉地裁は、同事業に対する法人税は違法として訴えていた原告側の請求を棄却した。NPO法人の「有償ボランティア課税」に対する初めての司法判断として注目されていた。判決は、「NPO法人の事業は、法人税の課税対象となる請負業」、「ボランティアに対する謝礼は労働の報酬」とした。▼原告側代理人の堀田力弁護士（さわやか福祉財団理事長）は、「有償ボランティア」が無償による対等にする仕組みとして全国に広がった意義を挙げ、今回の判決はこうした「誇りと精神を否定した」「活動全体を介護サービスの請負業と認定し、困っている人を助ける」という内発的なボランティアの心意気を認めなかつた」と批判し控訴した。▼ボランティアへの謝礼が「労働の報酬」であれば、ボランティアは労働者ということになり、会員互助型の非営利有償サービスが「請負業」となると、そもそもボランティア・NPO法人の「非営利・公益」という考え方は、どのように定義されるのかという素朴な疑問がわいてくる。▼一つの重要なポイントは、介護保険以後、営利の「介護保険サービス」と非営利の「ボランティア活動」「有償ボランティア活動」あるいは社会福祉事業が、隣り合わせで渾然一体と存在している「ボーダレス」な構造にあることではないか。その土俵が「市場福祉」と呼ばれる世界であり、そこでは社会福祉事業やボランティア活動が「優遇扱い」されているとの社会の認識が近年顕著に語られる。▼いま、「規制緩和」路線のなかで、「市場福祉」の領域を席捲している「イコール・フッティング」の主張や、社会保障審議会で論議されている社会福祉事業、社会福祉法人の「そもそも論」は、こうした流れの中から提起されている。加えて最近、「公益法人制度改革に関する有識者会議」がまとめた文書によると、創設しようとする「新たな非営利法人制度」は公益性の有無を問わず、事業についても格別の制限をしないとしている。非営利であれば「何でもあり」ということである。この報告は社団法人や財団法人について論じているが、社会福祉法人の固有性を問う方向づけとも読める。▼「有償ボランティア課税」に対する今回の判決は、社会福祉の本質を語るべき私たちの責任を問い合わせている。

# 住民主体の「福祉送迎サービス」づくりの道 拓かれる！

## —道路運送法関係二通知のポイントと課題—

行っていますが、法人格の取得について検討していく必要があります。

- 平成十六年三月十六日に国土交通省より「福祉送迎サービス（※）」に関する三通知（①「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第八十条第一項による許可の取扱いについて」、②「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」、③「特定旅客自動車運送事業の許可要件の明確化について」）が出されました。

### ● 有償運送を 非営利法人等にも認める

これまで、京都府内各地では生活圏や医療圏域の広域化で住民の移動範囲が拡大していくにも関わらず、規制緩和や不況の影響等により路線バス等の公共交通機関の廃止・縮小などが起こり、自家用車を除く住民の「移動手段」の確保が難しい状況になりました。

この背景により移動困難者の二一ズが増大する中で、「福祉送迎サービス」は、ガソリン代など最低限の「実費」を利用者に負担してもらいながら、京都府内地において市町村社会福祉協議会やボランティアグループ、NPO法人等非営利の民間団体により実施されてきました。しかし、京都府内や全国各地で、運転を行っているボランティアや地域住民から、「自家用自動車（白ナンバー）の有償運送行為を禁止している道路運送法に抵触しているのではないか」という不安や、タクシー業界との関係を危惧する声が高まる中で、国土交通省と厚生労働省が協議を重ね、これまでそ

現地で行われている外出支援事業や住民参加型在宅福祉サービス、ボランティア活動での「福祉送迎サービス」は、有償であれば法的には道路運送法（第一条第三項）において、「他人の需要に応じ有償で、自動車を使用して旅客を運送する」旅客自動車運送事業に該当します。

また、今回の通知では「八十条運送」の申請にあたつて法人格を取得していることが要件となっており、法人格を持たないボランティアグループ・団体は「八十条運送」の申請ができません。京都府内においてもい

### ● 道路運送上の 手続きとポイント

これまで、京都府内各地では生活圏や医療圏域の広域化で住民の移動範囲が拡大していくにも関わらず、規制緩和や不況の影響等により路線バス等の公共交通機関の廃止・縮小などが起こり、自家用車を除く住民の「移動手段」の確保が難しい状況になりました。

この背景により移動困難者の二一ズが増大する中で、「福祉送迎サービス」は、ガソリン代など最低限の「実費」を利用者に負担してもらいながら、京都府内地において市町村社会福祉協議会やボランティアグループ、NPO法人等非営利の民間団体により実施されてきました。しかし、京都府内や全国各地で、運転を行っているボランティアや地域住民から、「自家用自動車（白ナンバー）の有償運送行為を禁止している道路運送法に抵触しているのではないか」という不安や、タクシー業界との関係を危惧する声が高まる中で、国土交通省と厚生労働省が協議を重ね、これまでそ

現地で行われている外出支援事業や住民参加型在宅福祉サービス、ボランティア活動での「福祉送迎サービス」は、有償であれば法的には道路運送法（第一条第三項）において、「他人の需要に応じ有償で、自動車を使用して旅客を運送する」旅客自動車運送事業に該当します。

また、今回の通知では「八十条運送」の申請にあたつて法人格を取得していることが要件となっており、法人格を持たないボランティアグループ・団体は「八十条運送」の申請ができません。京都府内においてもい

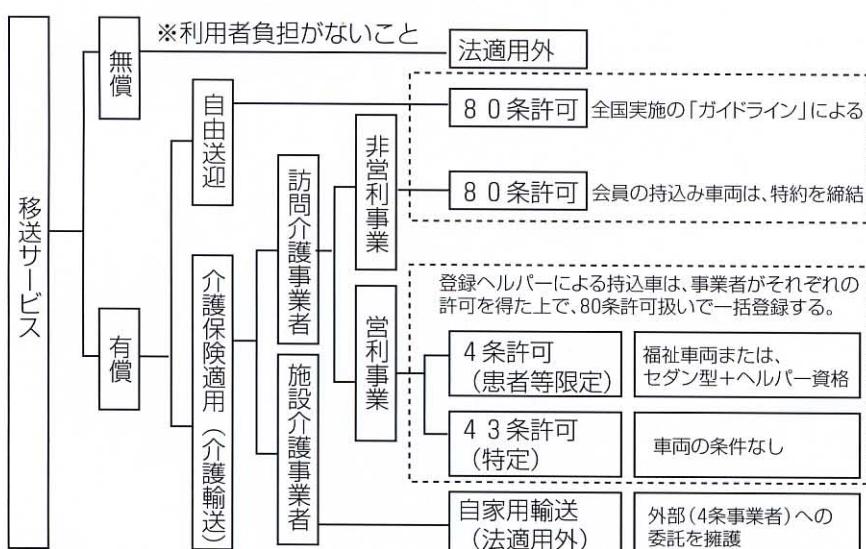
道路運送法第八十条第一項による許可を得て行う福祉送迎サービス（以下、「八十条運送」という。）は、地方公共団体主宰の運営協議会の開催が最大のポイントになります。このなかでは市町村が「区域における交通の状況及び福祉有償運送にあっては要介護認定を受けている者、身体障害者その他の移動制約者の状況、過疎地有償運送にあっては交通機関空白の状況及び住民の輸送ニーズの状況」を把握することが求められています。

（3）訪問介護事業所及び居宅介護事業所においては、道路運送法第四条や第四十三条許可の道を探ることも含めて検討する必要があります。これらの許可については、別表2にあるとおり運営協議会を設置する必要

### （1）運営協議会の必置・開催

福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る

表1. 「NPOによるボランティア輸送としての有償運送」と「介護輸送」の法的位置付け



東京ハンディキャップ連絡会による説明図をもとに京都府社協事務局作成

表2.「福祉送迎サービス」に関する三通知のポイント

	第四条 (患者輸送限定)	第四十三条 (特定旅客運送)	第八十条	
			(福祉有償運送)	(過疎地有償運送)
法人格	限定なし	限定なし	非営利法人	公益法人
利用者	移動制約者	特定会員 (要介護者等)	移動制約者 (会員であること)	住民 (会員であること)
使用車両	福祉車両 ただし運転手が訪問介護員であればセダン車両可	限定なし	福祉車両	限定なし
訪問介護員等の持込車両(自家用自動車)	可	可	可	可
	八十条許可登録が必要 持込車両は介護保険及び支援費利用時のみ可			
業務車両(緑ナンバー)の配置	最低一台	最低一台	配置義務なし	
運転者の免許	二種	二種	原則二種	ただし研修を受けければ一種でも可
許可の手続き	運輸局に直接申請	運輸局に直接申請	自治体が主宰する運営協議会の了解を得て運輸局に申請	

「モヴェーレ—MOVERE」第3号(2004年4月16日:移動サービス市民活動全国ネットワーク)参照  
京都市社協事務局作成

表3.「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法80条第1項」のポイント

〔許可手続等〕	
① 地方公共団体が、タクシー等の公共交通機関によっては、移動制約者又は住民等に係る十分な輸送サービスが確保できないと認める	
② 自治体主宰の運営協議会設置	
③ NPO法人等から道路運送法第80条第1項の規定に基づく申請(→協議→承認)	
④ 要件を満たしている場合には、速やかに当該条件を付して許可をする(期限2年間)	
〔運営協議会〕	
(1)目的	安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議するため設置する。
(2)主宰者	原則として地方公共団体が主宰する。(ただし、複数の市区町村又は都道府県の主宰も可能)
(3)構成員	地方公共団体の長又はその指名する職員を含む関係者であることを基本として主宰者が定める。(地方公共団体職員、地方運輸局職員、公共交通に関する学識経験者、利用者予定者、地域住民、関係する地域のボランティア団体、バス、タクシー等)
(4)運営方法等	地方公共団体は、運営協議会の開催に先立って、以下の資料を作成する。
	① 区域における交通の状況及び福祉有償運送にあっては要介護認定を受けている者、身体障害者その他の移動制約者の状況、過疎地有償運送にあっては交通機関空白の状況及び住民の輸送ニーズの状況
	② NPO等が作成した自家用自動車有償運送許可申請書の案及び地方公共団体の長からの具体的な協力依頼を示す書面
	③ 許可を受けようとするNPO等が行おうとする自家用自動車有償運送に関し具体的に記した資料
〔運送主体〕	
① 営利目的しない法人(NPO法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、医療法人、公益法人) 農業協同組合、生活協同組合、労働組合等も可能	
② 地方公共団体が自ら主宰するボランティア組織(例:シルバー人材センター)	
〔運送の対象〕	
① 福祉有償運送の対象	要介護者・要支援者(介護保険法)、身体障害者(身体障害者福祉法)、肢体不自由、内部障害(人工透析患者含む)、精神障害、知的障害で単独では公共交通機関を利用することが困難な人であらかじめ会員登録した人及びその付添人
② 過疎地有償運送の対象	地域住民(区域内に住所を有する人及びその親族、官公庁・病院その他の公共的施設の利用者、通勤通学者等)であらかじめ会員として登録した人及び同伴者
〔使用車両〕	
① 福祉有償運送の使用車両	車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車
② 過疎地輸送	特に制限なし
〔運転者の要件〕	
普通第二種免許を基本とするが、申請日前一定期間運転免許停止処分を受けていないこと、安全運転・乗降介助等十分な能力及び経験を有していると認められる方も運転可能。	
〔損害賠償措置〕	
運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る。)に加入	
〔運送の対価〕	
営利に至らない範囲=地域におけるタクシーの上限運賃額のおおむね2分の1を目安	

京都市社協事務局作成

はありませんが、いわゆる介護タクシーの事業所になりますので運転者の二種免許等が義務付けられています。

「福祉送迎サービス」が法的に位置づけられた反面、法人格を持たないボランティアグループは「八十条運送」の申請ができるないことや、法人格のある実施主体が意欲をもって活動する意思を表明しても運営協議会の設置がなされなければ活動できないなど課題が指摘されています。

しかしながら、過疎地域を中心に現在の交通体系では事実上、要介護者や障害のある方の移動は困難であるという認識にもとづいて、今回の法的取扱いの明確化が図られました。また、これまでの「福祉送迎サービス」の実績を含めて、各地域における利用者のニーズ及び支援の必要性について、広く関係者の理解を得ていくとともに、今回の新規事業としての「福祉送迎サービス」が、地域福祉計画等に「福祉送迎サービス」

一般的には「移送サービス」という表現が普及しているが、利用者の主体性を尊重する視点から「移動支援」とよぶ言い方も最近見られる。国際的な動向をふまえた各自治体の障害者計画においては、「外出支援サービス」という事業名でメニュー化されている。京都市内における実情から、多くの場合、(STS※※)が位置付けられ、支援計画が明確化されていくように働きかけていくことが重要です。

## ●二通知における課題

## ●今後の展開

高齢者・障害者等を対象とした福祉活動（ボランティア活動）の一環であることから、「福祉送迎サービス」としておきたい。  
※※「のーのー」について

表4. 社協が関係する現存の主な「福祉送迎サービス」と今後想定される申請の種類

主な事業	想定される申請の種類
市町村外出支援事業（介護予防・地域支え合い事業）等	◇福祉有償運送（過疎地域においては過疎地有償運送）
社協運営の「福祉送迎サービス」	◇福祉有償運送（過疎地域においては過疎地有償運送）
ボランティアグループ・NPO運営の「福祉送迎サービス」	◇福祉有償運送（過疎地域においては過疎地有償運送） ※任意の団体やボランティアグループが申請するには、法人格の取得が必要です。
訪問介護事業所（介護保険） 居宅介護等事業所（支援費）	◇第四条 患者輸送限定（ケア輸送サービス） 対象者 ①介護保険の「要介護者」「要支援者」 ②身体障害者福祉法の「身体障害者」 ③肢体不自由者、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む）、精神障害、知的障害等により単独で移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することができる者。 ◇第四十三条 特定旅客運送 ◇第八十条 福祉有償運送・過疎地有償運送

京都府社協事務局作成

関西のTTS連絡会によると「のーのー」とは、スペシャル・トランスポート・サービス（Special Transport Service）の略で、「高齢者・障害者など外出の困難な人が、通院買物・観光など目的は多種多様ありますが、日常生活の移動手段として、リフト付車両などによる、目的地までの介助も含めたドア・ツー・ドアの個別移送・移動を行うサービスのことです。」と定義している。

## 『地域でいきいき・子育てサロン』調査研究事業報告書を作成 「ふれあい・子育てサロン」調査研究事業報告書を作成

核家族化や少子化、住宅環境の変化等が進む中で、子ども同士が交流する機会が得にくくなると同時に、子育て中の親同士のつながりも希薄化し、子育てに関する相談相手やストレスを解消するための交流の場が得にくい状況となっています。このような中、民生児童委員協議会や保健所、保育所、社会福祉協議会などの団体が子育てサロンをはじめとする子育て支援活動に取り組むとともに、地域住民の自主的な取り組みとして、子育てサークルなどの子育て支援活動が各地で立ち上がり、近年大きな広がりをみせています。

本会では、平成十四年度に引き続き、京都府内十一市町村十三箇所の子育てサロンについてヒアリング調査及びアンケート調査を実施し、このたび調査結果を取りまとめ、報告書『地域でいきいき・子育ち・親育ち』を発行いたしました。

ここで、本年度の調査研究事業で明らかとなつた子育てサロン参加者の様子を少しご紹介します。

親の年齢は、約六割が三十歳代。女性が中心で男性の参加者も見られますが、全体の一割にも満たない状況となっています。子どもの年齢は、〇歳～三歳が中心で、六割を超えています。

参加者の約七割は、一年以内に新しく活動に参加しはじめた層です。参加者の四割を超える方が「知人・友人」から子育てサロンの情報を得ており、口コミで参加者が広がっている状況が伺えます。参加者の中に

は、車で一時間以上をかけて参加されている方やタク

シーを利用して参加されている方もおり、子育てサロンに対するニーズは大変高いと言えます。  
子育てに関する情報入手先は、「知人・友人」が最も多くの情報源となっています。

全国社会福祉協議会

# しせつの損害補償

社会福祉施設総合損害補償

安全・健全な施設運営のために

福祉施設の公的保険における業務にも対応!

- プラン1 施設の業務中事故賠償補償
- プラン2 滞在型施設利用者傷害事故補償
- プラン3 通所型施設利用者傷害事故補償
- プラン4 送迎車搭乗中の傷害事故補償
- プラン5 施設の労災上乗せ補償(オプション)感染症補償費用
- プラン6 施設職員の傷害事故補償
- プラン7 施設の什器・備品損害補償

すでに8,000をこえる社会福祉施設にご加入いただき、多くの事故に役立っています。  
この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一緒に契約を行なう団体契約です。

お問い合わせ

取扱代理店 福祉保険サービス ホームページも御覧下さい。http://www.fukushihoken.co.jp  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-4667

# 助成金応募のお知らせ

## ■ファイザープログラム

### 心とからだのヘルスケアに関する市民活動支援

#### ○ プログラムの趣旨

このプログラムは、「心とからだのヘルスケア」の「領域で活躍する市民活動団体による「健やかな明日・健やかなコミュニティ」をつくることへの試みを支援することを目的としています。健やかな生活を追及するとともに、未来に向けて長期的な展望のある取り組みへの支援を意図しています。

ここでいう「ヘルスケア」とは、保健・医療・福祉・生活を一体としてとらえ、充実した人生、つまり生き方そのものへのケアをさします。また、「コミュニティ」とは、特定の地域社会だけでなく、共通の思いや立場による人々の集まりも含むこととします。

#### ○対象となる分野〈重点課題〉

##### 1. 成長過程ある人たちの心身の発達を支援する活動

→主に10代がかかえる問題を克服し、生きる喜びをもつことを助けるもの。

##### 2. 社会的な受け皿がないために保健・医療が受けられない人たちの心身のケアを支援する活動

→外国人、路上生活者、PTSD（心的外傷ストレス症候群）の人たちなどを支援するもの

##### 3. 障害をもつ人や療育にあたる人たちの充実した生き方を支援する活動

→身体障害・知的障害・精神障害などの人たち、難病・長期疾患有の人たちの社会生活を豊かにするもの

#### ○ 助成対象団体

##### ① 非営利団体であること

〈法人各市町村社会福祉協議会の種類や有無は問わない〉

##### ② 日本国内に活動拠点があること。

##### ③ 原則として2年以上の活動実績があること

##### ④ 団体の目的や活動内容が、政治的・宗教的に偏っていないこと

#### ○ プログラム概要

##### 1. 助成金／上限300万円。今年度は総額3,000万円、15件程度

##### 2. 助成の期間／2005年1月1日から12月31日（1年間）とします。 結果は、2004年11月中に各応募者に文書で連絡があります。

#### ○ 応募手続きについて

##### 応募要項・応募用紙の入手方法

##### ①インターネットによる入手方法 財団のウェブサイトからダウンロードしてください。

URL <http://www.pfizer.co.jp/pfizer/company/philanthropy/>

##### ②郵送による入手

郵送を希望する方は、「応募要項希望」と明記の上、氏名、郵便番号、住所、電話番号を添えて

6月21日（月）までにFAXまたは電話でお申し込みください。

応募書類送付先・問合せ先（ファイザープログラム事務局）

ファイザー株式会社

〒151-8589 東京都渋谷区代々木3-22-7新宿文化クイントビル

電話：03-5309-7663 FAX：03-5309-9004

## ■財団法人ユニバーサル財団 市民活動助成

#### ○対象団体

##### ①高齢者が活動する市民活動団体

##### ②高齢者の医療・保健・福祉・まちづくり等、高齢者を

対象とする市民活動を行う団体

#### ○助成期間および金額

1年間。原則として1件当たり100万円を限度。

助成額については活動内容、および規模により査定します。

#### ○助成金の使途

市民活動、または催し物等の事業に直接要する諸経費  
(既に終了した活動・事業については含みません)

#### ○応募方法

財団所定の申請書に必要事項を記入の上、財団あて送付のこと。

※申請書は財団ホームページからダウンロードできます。

#### ○応募締切日／平成16年7月31日（必着）

#### ○発表／平成16年11月1日予定

#### ○助成金振込／平成15年11月中旬予定

#### ○申請書類送付先

財団法人 ユニバーサル財団

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-14-8 YPCビル

電話：03-3350-9002 FAX：03-3350-9008

ホームページ <http://www.univers.or.jp>

## ■財団法人太陽生命ひまわり厚生財団 「平成16年度社会福祉助成事業」

#### 1.助成事業

##### <事業助成>

##### ①在宅高齢者等の福祉に関する事業への助成

（1件30～100万円 合計500万円）

##### ②民間ボランティアグループへの助成

（1件20～50万円 合計500万円）

##### ③障害者の福祉に関し、啓発し、開発し、

又は普及深化させる事業への助成 ※但し車両は対象外

（1件30～100万円 合計500万円）

##### ④障害者に対する授産施設

または小規模作業所を整備する事業への助成

（1件30～50万円 合計500万円）

##### <研究助成>

##### ①老人保健、生活習慣病

または高齢者福祉に関する研究・調査への助成

（1件30万～70万円 合計300万円）

##### 2. 助成金額 総額2,300万円

##### 3. 助成対象 財団の目的を達成することができる非営利の民間団体等

（事業助成①および研究助成には個人を含む）

##### 4. 応募方法 必ず応募申込者の団体名、住所、電話、担当者名を記入して下記請求先までFAXまたは郵便で申込書を請求のこと

##### 5. 応募締切日 平成16年6月末日（郵送必着）

##### 6. 応募申込書の請求先および提出先

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2太陽生命ビル内

財団法人太陽生命ひまわり厚生財団 事務局

電話/FAX 03-3272-6268

# 情報ガイド

## ● 平成16年度近畿母子生活支援施設研究大会

- ◇テーマ 「母子生活支援施設機能の充実と実践を考える」  
～母子家庭等自立支援対策大綱・自立促進計画への対応、  
児童虐待防止法・DV防止法の改正と開差は正見直しへの取り組み～
- ◇主 催 近畿母子生活支援施設協議会  
京都母子生活支援施設協議会
- ◇期 日 平成16年6月3日（木）～6月4日（金）
- ◇会 場 新・都ホテル
- ◇参加者 母子生活支援施設、行政機関、社協関係者、  
民生児童委員、母子自立支援員、婦人相談員、  
母子寡婦福祉団体等
- ◇主な内容 〈行政説明〉 京都府保健福祉部こども未来室長  
松村淳子氏  
〈基調報告〉 全国母子生活支援施設協議会副会長  
大塩孝江氏  
〈研究部会〉  
①「開差は正見直しと広域入所への対応」  
②「児童虐待・DV被害者の支援～地域子育て支援」  
③「自立支援（自立困難ケースへの対応）」  
〈記念講演〉  
特定非営利法人 子育て支援コミュニティ  
おふいすパワーアップ 代表 丸橋泰子氏  
〈全体会議〉

## ● 第36回近畿児童養護施設研究協議会京都大会

- ◇テーマ 『次世代を担う子どもたちの社会的養護と  
児童養護施設のゆくえ』
- ◇主 催 近畿児童養護施設協議会  
第36回京都大会実行委員会
- ◇期 日 平成16年6月17日（木）～18日（金）
- ◇会 場 宮津ロイヤルホテル
- ◇参加者 児童養護施設関係者、行政関係職員  
社協役職員、児童相談所職員  
民生・児童委員、主任児童委員  
福祉関係養成校教育関係者等
- ◇主な内容 〈全養協報告〉 全国児童養護施設協議会会长  
福島一雄氏  
〈シンポジウム〉  
『次世代を担う子どもたちの社会的養護と  
児童養護施設のゆくえ』  
シンポジスト 安保千秋氏（京都弁護士会）  
山口吉勝氏（京都市児童相談所長）  
北条正治氏（遼学園施設長）  
コーディネーター 野田正人氏（立命館大学教授）  
〈パネルディスカッション〉  
『子どもたちの自立支援をめざして～実践交流の場として～』

## ● 平成16年度近畿ブロック保育研究集会

- ◇テーマ 『一変革の時代の保育を考えるーともに育む  
子どもの笑顔』
- ◇主 催 近畿ブロック保育協議会、（社）京都府保育協会
- ◇期 日 平成16年7月12日（月）～13日（火）
- ◇会 場 京都テルサ、ホテルグランヴィア京都
- ◇参加者 保育関係者
- ◇主な内容 〈講演〉 厚生労働省

### 〈分科会〉

1. 保護者の多様なニーズに応えていくために
2. 地域に果たす保育所の役割とは
3. これから保育所運営を考える（社会福祉法人等）
4. これから保育所運営を考える（公立）
5. ①0歳児の現状と保育・子育て支援のあり方  
②1・2歳児の現状と保育・子育て支援のあり方  
③3歳以上児（異年齢保育）の現状と  
保育・子育て支援のあり方
6. 保育所調理室を活かした食事提供のあり方

### 〈記念講演〉

「戦争の語り部」として

—未来を担う子どもたちを再び戦火に曝さないために—  
野中広務氏（社会福祉法人 京都太陽の園理事長）

## ● 平成16年度近畿老人福祉施設研究協議会京都大会

- ◇テーマ 『施設から地域への発信』  
～新たなケアの方向性をさぐる～
- ◇主 催 近畿老人福祉施設協議会  
京都府老人福祉施設協議会  
京都市老人福祉施設協議会
- ◇期 日 平成16年7月26日（月）～27日（火）
- ◇会 場 国立京都国際会館
- ◇参加者 老人福祉施設関係者、行政関係者  
保健医療機関関係者、社協関係者等
- ◇主な内容 〈情勢報告〉 全国老人福祉施設協議会会长  
中村博彦氏  
〈基調講演〉  
「痴呆とともに生きる～時代の中で、町の中で～」  
高齢者痴呆介護研究・研修東京センター  
主任研究主幹 永田久美子氏  
〈シンポジウム〉  
『施設から地域への発信』  
～新たなケアの方向性をさぐる～  
コーディネーター 永田久美子氏  
シンポジスト  
市川禮子氏（社会福祉法人尼崎老人福祉会理事長）  
三浦 研氏（京都大学大学院工学研究科助手）  
サポーター  
香取照幸氏（厚生労働省老健局振興課長）

### 〈研究分科会〉

- ① 軽費・ケアハウス／軽費・ケアハウスの  
今後の進むべき方向性
- ② 養護／施設形態の多様化の中での養護老人ホームについて
- ③ 食事／楽しめる食事・満足できる食事とは
- ④ 医療・看護／看護・リハビリ・ターミナルケアを考える
- ⑤ 第3者評価／ケアの質と第3者評価を考える
- ⑥ 運営管理／施設運営上の諸課題と  
その解決への取り組みを考える
- ⑦ ユニットケア／ユニットで終らないユニットケアを目指す
- ⑧ 介護の質／痴呆ケアと介護の質  
～その人らしく暮らしていくために～
- ⑨ 地域福祉／地域における介護モデルの転換
- ⑩ 老いを問いかず／高齢者の心の理解と心のケア

# きばってます!



～市町村社会福祉協議会の活動紹介～



■和束町社会福祉協議会  
WAZUKAフラワーいっぽじクラブ

〔実施日〕平成十六年二月一・二二日～

〔会場〕町遊休土地  
〔実施主体〕和束町社会福祉協議会

〔参加対象〕小中学生

〔事業の目的〕自分たちで作る、育てる喜びを共  
感しながら、花を通しての社会貢献や健全育成及  
びボランティアの意識を身につけることを目的に  
実施する。

〔事業の概要と特徴〕

①町遊休土地を利用して、花の種まきから刈り  
取りまで、自分達で育てた花をプランターに植え  
かえ、町の道路際や公共施設に設置する。また、  
切花や押し花にして高齢者や身体障害児の方々  
に配る。

②子ども達に計画時から参加してもらい、子ども  
達主体で活動を推進していく。

③他機関、他事業と結びつけて子ども達の活動を  
広げる。

④花づくりの好きなボランティアが自動的に参加。

活動を始めて三回目となる平成十六年五月八日

に「WAZUKAフラワーいっぽじクラブ」のメ  
ンバーが集まり、畑の整地を行った。その後「サ  
ポートカード」（町公共施設の電話番号一覧表）  
に畑に咲いていたパンジーや三つ葉の押し花をし、  
一人暮らし高齢者の方に配布したところ、「きれ  
い」「うれしい」と大変喜ばれている。

■京丹後市社会福祉協議会峰山支所（旧峰山町社協）  
設立五十周年記念誌発行

峰山町社会福祉協議会では、設立五十周年・法  
人化二十五周年の記念誌を平成十六年度に発行。

記念の年でもあり、合併という大きな節目を迎  
これまでの町社協の歴史がわかるものをと作成し  
た。

昨年、編集委員会を発足し内容を検討。出来上  
がった記念誌は、A4版で四十七ページ、「五十  
年のあゆみ」をはじめ、活動内容・ボランティア  
の声など親しみやすいように写真をふんだんに使  
っている。五千部作成し、関係者など全戸に配布  
され、見やすくて、わかりやすいとの声が寄せら  
れていた。

京都府社会福祉協議会新職員紹介

京都府福祉人材・研修センター  
母子家庭等自立支援センター  
所長 伊藤 務

所長 伊藤 務



五月一日付で、福祉・人材研修  
センターにお世話をすることになりました。

雇用情勢が多少の改善をみせてい  
るとはいえ、まだ本格的な回復には  
ほど遠く、長引く経済不況は深刻さ  
をまじえています。そのなかにあって、

私は、福祉・人材研修センターに  
お世話をなったことを機会に、福  
祉に関する人材の育成に少しでも  
お役にたてれば思っています。  
ご指導よろしくお願い申し上げま  
す。

京都府福祉人材・研修センター  
研修課長 竹田 厚子



てはいる感じであります。

福祉サービスは、「人」が「人」  
に対して行うものであり、豊かな  
人権感覚と福祉専門職として質の  
高い知識・技術を有した人材の養  
成が大変重要ですが、このたび、  
福祉人材の研修事業に携わること  
になり、身の引き締まる思いがし  
ております。

皆様方の御指導・御協力を賜り  
ながら、業務に努めてまいりたい  
と存じますので、どうぞよろしく  
お願い申し上げます。

京都府の財政状況は厳しく、公  
的予算も年々削減される傾向に  
あります。他方、少子高齢化とい  
われる今日的な傾向のなかで、福  
祉の社会的役割は、ますます大き  
なものとなっております。課題は  
年々増加する一方で減ることはあ  
りません。そのため福祉の職場に  
従事する人々には、何かと御苦労  
いただいているものと思います。

私は、福祉・人材研修センターに  
お世話をなったことを機会に、福  
祉に関する人材の育成に少しでも  
お役にたてれば思っています。  
ご指導よろしくお願い申し上げま  
す。

# ぶらっとホーム

このシリーズでは、いま、キラキラ輝いているひとを紹介しています。

「あそこに行ったら必要なときに親身に相談にのってくれる。なんとなく気が楽になった」そのような場所があつたらいなあと願った「お父さん」の思いが広がり、地域のニーズに応えています。この「お父さん」はNPO法人「権利擁護センター相談」の代表宮部弘正さんです。

宮部さんの思いが、具体的に動き出したのは娘さんが養護学校を卒業して相楽福祉会との出会いの時でした。娘

さんが相楽共同作業所に通う中、仕事をしながら

NPO法人「権利擁護センター相談」代表 宮部 弘正さん

相楽福祉会の手伝いをしていた宮部さんは、平成八年京都府知的障害者相談員となりました。障害のある子の親としてこれからどうしたらいのだろうと悩み続ける親の思いを聞いてくれるところがない、同じ思いを語り合える場所があつたらしいなと思つてた宮部さんに、「手帳の交付はどうするの」「タクシーチケットの申請はどうするの」といった相

初めて障害があるとわかり、悩み苦しむお母さんとの出会いです。お母さんは藁をもすがる思いで病院や保健所、様々な所に相談しますが、子どものことについてはアドバイスをしてもらえて、これからどうしたらいのか、どう子どもと向き合つたらいいのか答えがみつからず途方にくれての叫びでした。

宮部さんは、障害のある子どもを持つ親仲間のお母

さんたちに集まつてもらい、話し合う場を設けました。お母さんは気持ちが通り合い、思いが溢れて涙が止まりませんでした。「障害は決して悪いことではない」「子どもはみんな可愛い」という言葉に癒され、今ではそのお子さんも保育園に通い、相楽福祉会の運動会や準備にも参加されているそうです。同じ悩みや同じじんどさを持つている人たち同志が集まり、お互いに話し合うことは、親御さんたちに実感する大きな出来事だったと宮部さんは振り返ります。



## ■プロフィール

平成4年3月 社会福祉法人相楽福祉会理事  
平成8年4月 京都府知的障害者相談員  
平成9年4月 精華町障害者育成会会長  
平成9年4月 精華町適正就学委員  
平成11年10月 精華町社会福祉協議会評議員  
平成12年3月 NPO法人「権利擁護センター相談」代表  
平成13年8月 社会福祉法人いづみ福祉会監事

障害のある人の日常生活や権利擁護等の相談  
NPO法人「権利擁護センター相談」  
TEL・FAX 0774-931-1167

## 障害のある人々とともに

談がありました。しかし、「もっと話したいことがきっとあるはずだ」という思いが宮部さんを動かします。さっそく木津町、山城町の相談員にも声をかけ、平成十二年障害者の親が中心となってNPO法人「権利擁護センター相談」を立ち上げました。

セントーを立ち上げた最初の頃でした。「実は子どもを道連れにして死のうと思つていた」とショックな言葉を聞きます。子どもの三歳児検診で、お母さん任せになって、お父さんの出番がないんですね。だけど、お父さんも色々と心配もし考えを持っています。でも、話す場や発表する場がないんです。」と始まったきっかけを語ります。若いお父さんの参加も増え、今では四十人の登録があり、月に一度の集まりには二十五人以上の参加があります。集まりはいつもお酒を交えて…。「職場や友人とは、自分の子どものことを看にお酒は飲めないですよね。でも同じ立場なら、子どもへの思いがざつくばらんにでできます」。

「せりり」は、宮部さんの今までの活動が地域に口々に広がり、共通の悩みを話し合う場を作つて欲しいという親御さんの要望に応える形で始まりました。

どの集まりにおいても「私の役割は雰囲気をつくるだけ」と謙遜されますが、スタッフは、「宮部さんのこれまでの経験や頼りになる優しいお父さん的な存在感が、安心して話せる雰囲気をつくりだしています。」と語っています。「自分たちが主体的に参加できる雰囲気が良かつた。また参加ひた!」「みんな明るいね。その明るさに救われた。」と少し元気になつて希望をもつて帰られるのは、宮部さんにとって嬉しい瞬間です。

「自分が生きているうちに、子どもが幸せになるような社会にして欲しいという願いをもちつつ、これからも、みんなが少しでも元気に、明るくなる活動を続けていきたい。」と言われた言葉が印象に残りました。宮部さんの優しい「お父さん」の眼差しは、子どもの未来を暖かく見守っていました。

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

(注: 従来のメールアドレスは、コンピュータウイルス対策のため廃止しました。本会へのご意見等は、上記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。)